

自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ  
(第70回)

平成30年9月11日(火) 午前10時  
日本証券業協会 第4会議室

議 案

1. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」の一部改正への対応及び「オンラインで完結する本人確認方法の実務上の取扱い」(仮)の作成について
2. その他

以 上

## 「オンラインで完結する本人確認方法の実務上の取扱いについて（案）」に係る意見照会結果

日本証券業協会 自主規制企画部

2018年9月11日

第68回会合（平成30年8月8日開催）後、平成30年9月3日までに「オンラインで完結する本人確認方法の実務上の取扱いについて（案）」についての意見照会を実施したところでございます。

その結果について取り纏めましたのでご報告いたします。

項番	会社名	ページ	該当箇所	ご意見・ご質問等の内容・理由	日証協の考え方
1	I社	全般	—	・法令条文のみでは分かり難い点がございますのでぜひ本書を策定頂きたいと存じます。	・ご意見、ありがとうございます。
2	B社	全般	—	・可能であれば、画像等を使用して説明いただけると大変わかりやすいのではないかとと思われる。	・検討いたしますが、まずは記載内容の確定を優先したいと考えます。
3	D社	全般	—	・免許証や保険証等の厚みその他の特徴を示す撮影画像のサンプルを掲載することで、厚みその他の特徴の確認方法をわかりやすくすることが望ましいと考えます。	・検討いたしますが、まずは記載内容の確定を優先したいと考えます。 ・なお、オンラインで完結する本人確認方法では、「写真付き本人確認書類」のみですので保険証は対象となりません。

項番	会社名	ページ	該当箇所	ご意見・ご質問等の内容・理由	日証協の考え方
4	F社	全般	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>この「実務上の取扱い」は技術の進歩や解釈の見直し等、時代（と言っても今は非常に短い期間）に併せメンテナンスされるものと理解してよいでしょうか。（ご趣旨を踏まえると本資料は”よりどころ”になると思いますので、このメンテナンスが必須と考えるものです。ただ一方で、従前の版ではできなかったことが出来るようになった場合又はその逆の場合（旧版の本資料が”よりどころ”にならなくなること）については、何らかの担保の必要性を含めて整理が必要と考えます。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大きな環境変化があればメンテナンスを行いますが、必ずしも迅速かつ十分な対応はできないおそれがあります。よって、例えば、「本書は〇年〇月時点で確認したことに基づき作成している」とディスクレーマを表示する対応をしたいと考えます。</li> </ul>
5	H社	全般		<ul style="list-style-type: none"> <li>ソフトウェアを利用した本人特定事項の導入を進めるに当たり、顧客より口座開設申込書等を電子的に受け入れる工程と同時に導入することが予想されます。この時、顧客の入力データを開設処理等に利用することが見込まれますが、本人確認書類と入力データの漢字が相違する場合（「齊藤」と「斎藤」など）、どのような対応を取ればよいでしょうか。 本人確認書類を優先し、反社照会データのみ修正を行えばよいでしょうか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご質問は本書の記載に限るものではなく、現状の本人確認及び口座開設処理において生じているものと考えます。</li> </ul>
6	I社	3ページ	<共通事項（仮）> 「専用アプリ」に求められる機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>「本人特定事項の確認に使用するソフトウェアは、当該目的に特化した専用のアプリケーションでなければ」ならないとのことですが、犯収法上の取引時確認を超えて個社でルール化した本人特定事項の確認を行う場面でも当該アプリを使用することは目的外利用にならないとの理解で宜しいでし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「犯収法上の取引時確認を超えて個社でルール化した本人特定事項の確認」がどのようなものを示されているのか明らかではありませんが、犯収法で求める本人確認の趣旨を逸脱するものでなければ目的に含まれると考えます。</li> </ul>

項番	会社名	ページ	該当箇所	ご意見・ご質問等の内容・理由	日証協の考え方
				ようか。	
7	B社	3 ページ	<共通事項> 「専用アプリ」に求められる機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>言葉の定義だけかと思いますが、本人特定事項を確認するためだけの専用アプリではなく、口座開設アプリ等別の機能に本人特定事項の機能のアプリケーションを搭載したスマートフォンアプリになるのが一般的と思いますが、いかがでしょうか？（協会の大半は本人確認するためだけのスマートフォンアプリは作成しないと思いますので、この資料の実効性を損なうことになると思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令等で示されているのは、「本人確認専用アプリに他の機能（口座開設等）をつけたもの」イメージかと思いますが、修正は不要と考えます。項番8も同じです。</li> </ul>
8	B社	3 ページ	<共通事項> 「専用アプリ」に求められる機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>「機能を備えてはいけません」ではなく、「機能はあっても良いが、本人確認用としては利用することはできません」の方が良いと思われます。（ひとつ上のコメントに書いたように、本人確認の機能が他の機能に併設された場合、本人確認とは別の手続きを行う際に保存した画像（例えば、年収証明書など）を選択できる機能が必要な場合が多々あるかと思います）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上に同じ</li> </ul>
9	I社	3 ページ	<共通事項（仮）> 「専用アプリ」に求められる機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>専用アプリには一定時間経過後にタイムアウトされる機能を搭載する必要があるとのことですが、ここで言及されている「タイムアウト」の対象は撮影した写真のみと考えて良いでしょうか。撮影時点で入力済みの顧客情報（氏名・住所等）までを無効扱いにしますと顧客に再入力を求めることになり顧客の入力負担が増えるため、厳格なタイムアウトの設定は「撮影された写真」のみを対象として頂けれ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご指摘の方法ですと、顧客情報入力と写真撮影を別の者が行うことが可能になるのではないかと考えられますので、適切ではないと考えます。</li> </ul>

項番	会社名	ページ	該当箇所	ご意見・ご質問等の内容・理由	日証協の考え方
				ばと存じます。	
10	F社	全般	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>「撮影した画像を直ちに送信することが求められる」に関して、どれだけの時間差（一定期間経過）であれば許容されるのでしょうか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>時間を示すことは難しいと考えますが、即時性を担保するため、専用アプリの稼働時間自体に時間制限（通常想定される口座開設手続等に要する時間）を付ける方法が考えられます。</li> <li>なお、この点につきましては、本協会からはパブコメを提出しております。</li> </ul>
11	B社	3ページ	<共通事項> 「スマートフォン等」に求められる機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>限定してしまうと顧客利便性や実効性が失われてしまうので、“望ましい”といった表現でしょうか？（特にカメラの画素数等は協会員サイドで検証するのは難しいと思われまます。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本書は協会員向けのガイドブックですので、どのような機能（バージョン）を対象とした仕組みを構築するかということを示す意味では「考えられます」でよいと考えます。</li> </ul>
12	F社	全般	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>カメラの画素数は（インカメラや撮影の画質も含めると）担保するのが厳しいように思います。アナウンスはするものの、それ以下で撮影されていたとしても判別できれば良いと考えてよろしいでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協会員側で画素数の確認までは不可能と考えられます。現行の本人確認方法においてスマホカメラで撮影+転送不要郵便する方法をとっている協会員において、「上手に撮影するには」の解説に500万画素以上という記載があったことから記載したところです。不要であれば削除いたします。</li> <li>なお、 아이폰4（2010年発売）より500万画素以上になっていますので、ほとんどの顧客は対応可能と考えています。</li> </ul>
13	G社	3ページ	専用アプリのカメラを利用する本人確認の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>専用アプリを通じた本人確認方法は一般的にカメラ機能が実装されているスマートフォンやipadなどを想定しますが、通常のパソコンを通じたオンライン完結（本人確認方法）はどのように位置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パソコンに専用アプリをダウンロードし、当該環境において（アプリに連動する機能として）パソコンに設置したカメラを用いることが可能なのであれば、同様の扱いと</li> </ul>

項番	会社名	ページ	該当箇所	ご意見・ご質問等の内容・理由	日証協の考え方
				づけされるのですか。	なると思います。
14	F社	全般	—	・本件の対象はスマホ、タブレットに限定されるものになるのでしょうか。	・スマホ、タブレットに限定されるものではないと考えています。ただし、スマホ、タブレットの場合の記述としておくことで、他の場合に引用いただけると考えますので、特別な場合を除き、その他のツール（PC等）に関する記述は行わない方針です。
15	A社	全て	「特定事業者が提供するソフトウェア」の定義、「専用アプリをダウンロード」との記載について	<p>・必ずしも専用アプリではなく、パソコンウェブサイトページ、スマートフォンウェブサイトページ（以下、スマートフォンウェブサイトページ等）からアップロードする本人確認書類等や顧客の要望に関する写真データを用いる形でも差し支えないか。</p> <p>スマートフォンウェブサイトページ等より、カメラ機能を立ち上げて撮影する画像でも差し支えないか。</p> <p>アプリのみならず、スマートフォンウェブサイトも認めた方が顧客の便益性が高まり、事業者にとっても有益と思われるため可能な限り許容していただきたい。</p>	・「特定事業者が提供する」ものであることが前提条件とされていますので、ご指定の方法は適当ではないと考えます。
16	C社	3～4ページ	<共通事項（仮）> 『「専用アプリ」に求められる機能』	・第6条第1項第1号ホに「特定事業者の委託先が開発したソフトウェアや、第三者が開発したソフトウェア」とあるが、これは特定事業者と委託先もしくは第三者との間に何らの契約関係を必要とするのか。もしくは一般的に使用可能な既存ソフトウェアもしくはアプリケーション（以下総称	・「何らの契約関係を必要とするのか」の趣旨が不明ですが、当該ソフトウェアが法令等で求められている要件を満たしており、かつその使用に当たって使用許諾がされているのであれば、当該ソフトウェアを「専用アプリ」とすることは可能と考えます。

項番	会社名	ページ	該当箇所	ご意見・ご質問等の内容・理由	日証協の考え方
				としてソフトウェア) のライセンス許諾 (使用許諾) さえあれば、特定事業者自身が開発しない場合においても「特定事業者の委託先が開発したソフトウェア」ということが可能か。	
17	H社	3 ページ	「当該目的に特化した専用のアプリケーション」	・ 本人確認書類の撮影により撮影された文字・生年月日等を機械的に認識し(画像ではなくテキスト等として)データ登録し、後工程の処理に利用することは目的の一環として認められるのでしょうか？	・ 法令で求められる本人確認記録の作成に用いることは利用目的に含まれると考えます。
18-1	F社	4~6 ページ	1. 顧客が専用アプリのカメラを利用する本人確認の方法	・ なんか偽造の方法はあると考えられますが、そのリスクに対する免責を定めて頂きたい要望があります。	・ 協会が行うべき確認の範囲について金融庁を通じて確認したいと考えます。
18-2	F社			・ TASK1 の記録とは、確認書類と容貌のイメージデータ保存で良いのでしょうか、それとも検証した日時や人等の追加要件があるのでしょうか。	・ 今回の改正対象となっていない事項 (本人確認日時等の本人確認記録の要件) については従来どおりと考えます。
18-3	F社			・ 画像は静止画に限らず動画も含むとなっています。一方で、実務上の取扱いには静止画、動画の区別はなく、写真、画像として記載なされています。条文の補足資料では静止画と動画では事後の確認手続に差異があるようなので、実務上の取扱いでは画像が静止画、動画、両方の何れを指しているのか、静止画と動画の差異、留意点を記載頂きたいと思います。	・ できる限り明瞭となるよう努めます。
19	B社	5 ページ	上から 1 行目	・ 運転経歴証明書については、「平成 24 年 4 月 1 日以降発行のものに限る」の記載が必要ではないか。	・ 平成 24 年犯収法改正で「運転経歴証明書」が現在の施行規則でいうと 7 条 1 号ホにあり、7 条本文から 6 か月以内に限定されている

項番	会社名	ページ	該当箇所	ご意見・ご質問等の内容・理由	日証協の考え方
					<p>たが、7条1号イに該当することとなることで有効期限がなくなったものであり、それ以前のものを使用されるケースは考えにくいと思われま。</p> <p>・なお、犯収法QAのQA90に運転経歴証明書の記載があり、注釈はつけておりません。</p>
20	I社	5ページ	□「写真付き本人確認書類」は3つの事項（下記A～C）につき撮影する必要があります。	<p>・「本人特定事項（住所・氏名・生年月日）」の部分が接写された画像であって全面が写っていないものは、「氏名、住居及び生年月日」が確認することができる画像として認められないとのことですが、例えばパスポートのように、本人特定事項が複数ページに渡っている場合は、複数に分けて撮影することは許容されると考えて良いでしょうか。</p>	<p>・パスポートの場合は、身分事項のページ（手書き住所記載がある場合は当該ページを含む）と表紙・裏表紙・厚みを撮影すればよいと考えます。</p>
21	B社	5ページ	下から14行目 （C「本人確認書類の厚みその他の特徴を確認できる部分」について）	<p>・資料1～2では、運転免許証とマイナンバーカードについて、想定される確認方法が記載されていますが、比較的良好に使用されるその他の本人確認書類についても、種類毎に具体的な確認の例を記載いただきたい。また、可能であれば、画像等を使用してご説明いただくと大変わかりやすい。</p>	<p>・数年前（平成27年犯収法改正前）の調査では本人確認書類として用いられていたのは運転免許証と健康保険証でした。そのうち健康保険証は、オンラインで完結する本人確認方法において認められている「写真付き本人確認書類」ではないことから対象となりません。ですので、本書では運転免許証とマイナンバーカードの撮影箇所につき示すこととします。</p>
22	B社	5ページ	上から2行目	<p>・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳については機微情報に該当するため、画像を送信・保存することに問題はない</p>	<p>・現在も左記本人確認書類は利用されていますので、今回の新たに論点ではないと考えます。</p>

項番	会社名	ページ	該当箇所	ご意見・ご質問等の内容・理由	日証協の考え方
				か。	・念のため、注意事項として「※機微情報が含まれる書類の場合は、取り扱いに留意する（黒塗り等）こと。」と記載してはいかがかと考えます。
23	I 社	全般	機微情報等の取得について	・専用アプリにより撮影された本人確認書類に、機微情報等（例えば、本籍や運転免許証に記載された「眼鏡使用」、臓器提供の意思表示、年金番号等）の取引時確認に不要な情報が記載されていた場合、必ず黒塗りしなければならないでしょうか。 （必須の場合、当社がデータを受領後、印刷し当該情報を塗り潰した上で保存する運用となるため、必須でないのであれば黒塗りを省略したいと考えます。）	・現在印刷物で行われている対応に準じて行われるべきものと考えます。
24	F 社	全般	—	・これらのデータの格納は制度的には暗号化までは必須では無いと考えて良いでしょうか（マイナンバーのように制度的な暗号化要件の要否を確認したいものです）。	・特定個人情報が含まれない前提ですので、個人情報の取扱いに準拠して保存いただければよいと考えます。
25-1	B 社	5 ページ	下から 8 行目 （ブラックライトを当てた上で表面を撮影させたような画像）	・（現時点において）ブラックライトによる確認が可能な本人確認書類を記載いただくとよいのではないかと。	・そもそも顧客がブラックライトを保有しているケースは少ないと考えられ、ブラックライトに係る記載は、優先順（記載場所）を下げることにしたいと考えます。 ・なお、ブラックライトによる確認が可能な本人確認書類は、パスポート以外では小型船舶免許証などがあるようですが、正確な調査は困難ですので列記は難しいと考えます。

項番	会社名	ページ	該当箇所	ご意見・ご質問等の内容・理由	日証協の考え方
25-2	B社			・ブラックライトを当てた場合に「何らかの文字や模様が浮き出ている」ことの確認では足りず、「浮き出た文字や模様が真正なものである」ことの確認まで行うことになるのか。	・「浮き出た文字や模様が真正なものである」ことまでの確認は求められない理解ですが、念のため金融庁を通じ照会いたします。
25-3	B社			・ブラックライトを用意できる顧客は多くはないものと思われるので、ブラックライト以外の「その他の特徴」を別途例示いただけるとありがたい。	・「その他の特徴」を確認できる方法の例示はないか、検討いたしますが、皆様からもアイデアを頂戴したいと考えます。
26	E社	6ページ	上の囲み <協会員に求められる事項>	・“有効な「自身の容貌」の画像の基準の策定”(A)と“上手に撮影するポイントの提示”(B)の関係性についてご教示いただきたい。 上記(A)は適切に撮影されるための社内ルールの策定を協会員に求めるもので、一方、(B)は、適切に撮影されるためのポイントを顧客に提示することを求めています、(B)のポイントは(A)のルールとは別のものでしょうか。 もし、別のものでしたら、(A)のルールを顧客に遵守していただくために当該ルールを顧客に提示するという必要も必要と思料します。	・(A)で策定されるルールの中に、顧客にお願いすべき事項として(B)を記載されればよいと考えます。顧客に提示すべきかどうかについては、各社においてご判断ください。
27	I社	7ページ	TASK2：本人確認の記録の保存	・記録事項の「本人確認日」・「本人確認書類の送付を受けた日」等の日付は、当社が顧客から情報を受信した日付をデータ上に保存し事後検証可能な状態にしておけば、改めて本人確認記録簿を起票する等の対応は必要ないと考えて良いでしょうか。	・そのとおりでよいと考えます。
28	G社	全体	不正防止措置	・ランダム数値を紙に印刷して「自身の容貌」の撮影時に持って映す。またはランダムポーズを指定して	・検討いたしますが、皆様からもアイデアをお寄せください。

項番	会社名	ページ	該当箇所	ご意見・ご質問等の内容・理由	日証協の考え方
				「自身の容貌」の撮影時に当該ポーズをさせる。 他の例示が欲しい。	
29	D社	7 ページ	不正防止措置の例	2例に次の方法も加えてはどうか。 ・SMS認証を用いる場合 ①専用アプリのカメラ機能は、SMS認証により認証が行われた後に、撮影することができ、一定時間経過後には撮影できない仕様とする。 ②顧客は、SMS認証を要求し、協会員は認証番号を送信する。 ③顧客は、撮影した写真を協会員に直ちに送付する。	・ご提案の方法は、顧客の実在性及び即時性を証するものであり、SMSはアプリと連動しておらず、左記方法はアプリにおける不正防止措置にはなり得ないと考えます。
30	F社	7～10 ページ	2. 顧客が専用アプリでICカードリーダーを利用する本人確認の方法	・写真は目視確認必須で、ICチップでは機械照合でよいというプロセスを説明頂けないでしょうか。	・条文の補足（4ページ）により、ICチップについては目視が不要としています。
31	B社	9ページ	ICチップ情報の読み込み	・運転免許証の場合は現状3回ですが、今後の仕様変更については意識する必要はありませんでしょうか？マイナンバーカードも同様。 「一定回数以上」と言った表現のほうが全て包含し適切なのではないかと思います。 ※また、現時点でICチップ情報の読み込みはIOSでは対応していないとの認識です。	・「一定回数（例えば運転免許証の場合は3回以上）」に修正いたします。
32	B社	9ページ	ICチップ情報を秘密鍵・公開鍵を用いて確認	・当方の認識では、協会員は「秘密鍵」の開示を受けられないとの認識です。従って、本文より「秘密鍵」を削除するべきではないでしょうか？	・「協会員はICカードリーダーを利用することで、秘密鍵・公開鍵により、暗号化された情報を復号化し本人確認を行います。」に修正いたします。ここで秘密鍵の記述を消してしまうと全体の構成が分かりにくくな

項番	会社名	ページ	該当箇所	ご意見・ご質問等の内容・理由	日証協の考え方
					ると考えます。
33	B社	9ページ	顔照合の誤受入率 0.001%以下	・ここでいう受入率は本人拒否率でしょうか？他人受入率でしょうか？	・「誤受入率」とは、他人を本人として誤って受け入れる率です。なお、本人にも関わらず誤って本人ではないと拒否する率を「誤拒否率」といいます。

以上

会社名	ページ	該当箇所	ご意見・ご質問等の内容・理由	日証協の考え方
F社	11～12 ページ	3. 銀行等に「顧客の本人特定事項」を照会（API）して本人確認を行う方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>銀行等が本人確認用の API を提供している場合に限定されるものと理解してよいでしょうか。</li> <li>今後の API の利用方法や契約等によりますが、何等か前提がある（API を提供している、契約している等）と思われることから、誤認のないよう、前提の記載が必要と考えます。</li> <li>勉強不足ですが、ID/パスを渡すというのが API の利用方法として正しい運用か（API の利用主旨にあっているのか）は懸念した点です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>銀行業に係る記載を行うことはふさわしくないと考えますので、本体より「3の方法（銀行API）」は削除いたします。</li> </ul>
B社	12 ページ	上から9行目 （STEP4 銀行等のID/パスワードの申告）	<ul style="list-style-type: none"> <li>ここでいうID/パスワードはどのようなものが想定されているのか。例えば、照合ができれば、「口座番号とCDの暗証番号」でもよいのでしょうか。</li> </ul>	
F社	12 ページ	STEP4 銀行等のID/パスワードの申告	<p>「顧客は、銀行等（銀行、クレジットカード会社など）より交付されているID/パスワードを協会員に申告します。」と書かれていますが、顧客が証券会社に対して、他行・他社のネットサービスにおけるパスワードを提出することは抵抗があると思います。</p> <p>そう考えるとここで述べていることは、銀行等のWebサーバなどからID/パスワードを入力</p>	

会社名	ページ	該当箇所	ご意見・ご質問等の内容・理由	日証協の考え方
			<p>する画面を表示する方法になると思いますが、その理解で正しいのでしょうか？（証券会社は銀行のホームページ・システムに連携する役割を担う）</p> <p>それとも、証券会社がID/パスワードを入力する画面を用意し、それを暗号化して銀行に照会する方法になるのでしょうか？</p>	
B社	13・14ページ	顧客の銀行口座に一定額を振込み、インターネットバンキングの取引明細を確認する方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>• どのような場面が想定されているのかが、少々分かりにくいと思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 銀行業に係る記載を行うことはふさわしくないと考えますので、本書より「4の方法（ネットバンキング<sup>®</sup>）」は削除いたします。</li> </ul>
F社	13～15ページ	顧客の銀行口座に一定額を振込み、インターネットバンキングの取引明細を確認する方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本件は既存顧客に対する本人確認と考えてよいでしょうか。（新規顧客では、当然資金も受入れていないため振込みはできません。）</li> <li>• TASK1について、振込みによる方法やその金額等は予め約款等で取り決めるものと考えてよろしいでしょうか。（この場合、当該変更は軽微な変更と考えてもよろしいでしょうか。）</li> <li>• STEP5において、明細画面には必ず氏名が表示される仕様（銀行の条件）なののでしょうか。もし、表示されない画面の場合はどのような対応が必要になるのかに懸念があります。</li> </ul>	

会社名	ページ	該当箇所	ご意見・ご質問等の内容・理由	日証協の考え方
B社	14 ページ	インターネットバンキングの申告	インターネットの為の口座がある訳ではなく、顧客自身のもつ通常の預金口座にインターネットバンキングを契約を付するのが普通だと思いますので、「顧客は協会員にインターネットバンキング契約している自身の口座番号を申告します。」と記載する方が適切ではないでしょうか？	
B社	14 ページ	利用可能なインターネットバンキング	規約等（ネットバンキング契約をする際に「本人確認が必須であること」を謳っている規約等）を公表しているとは限らないので「公表」という言葉は不適切と思われます。 また、ネットバンキングを契約する時点では「本人確認を必須としている」とは限らず、契後、本人確認が必要な取引をする際になって初めて本人確認をするケースもあるので、下記の書きぶりはいかがでしょう？ 記載方法としては、「インターネットバンキングの規約等で、インターネットバンキングを利用する全ての顧客が本人確認済であることを条件としていること、もしくは、顧客から TEP5.6 で送信を受ける画像で、本人確認済であることを確認できるよう対応していることが求められます」はいかがでしょう？	

会社名	ページ	該当箇所	ご意見・ご質問等の内容・理由	日証協の考え方
B社	15 ページ	氏名および振り込み金額の一致の確認	キャプチャされた画像との一致を確認する作業が必須になりますでしょうか？お客さまから画像キャプチャの送信を受けながらも（顧客がログイン出来ていることを確認する為）、顧客に画面を見て回答（名義や振込金額等）を入力してもらえばデータ処理（データ同士の付け合せ）での確認もできると思います。	